



令和7年度第3回企業立地審議会

令和7年12月24日（水）午前10時00分～

@長岡市役所 会議室401（新庁舎4F）



本日の議題

- ① これまでのまとめ（助成金制度の見直し）
- ② 規則改正（案）
- ③ 答申（案）
- ④ 今後のスケジュール

助成金制度の見直し（3点）

本社要件の緩和

本社、工場等 → 事業所（別途、宿泊施設）

→ 企業の地方移転のニーズを取り込み、幅広く支援

地元雇用要件の緩和

地元新規
雇用3人～ →
・全体要件は廃止
・人数に応じた助成金

→ 人手不足の課題に対応し、制度を利用しやすく

「建替」を支援

建替、敷地内増設も助成対象に
(ただし、事業所設置・操業支援助成金の交付限度額は1/2)

→ 老朽化した工場等の新陳代謝を促進し、流出を防止

前回の意見・回答

意見

500m²の妥当性（近隣自治体（高槻市等）を参考に）

→【高槻市】新設・増設・建替対象。500m²超が基準（別紙参照）

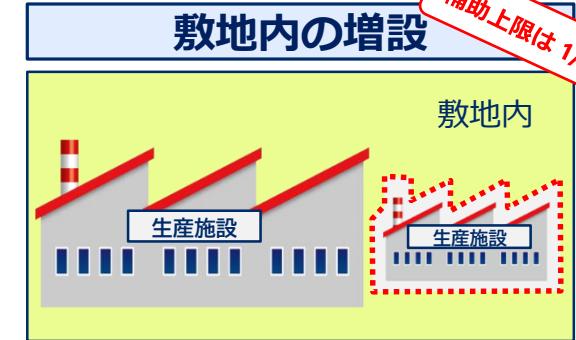
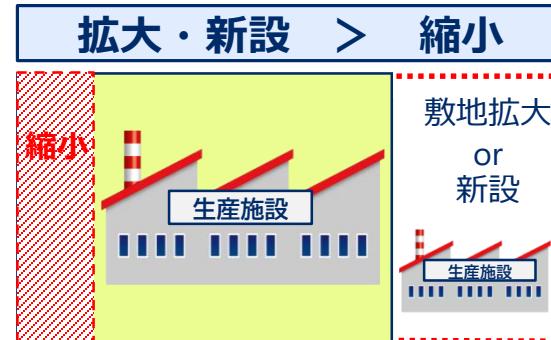
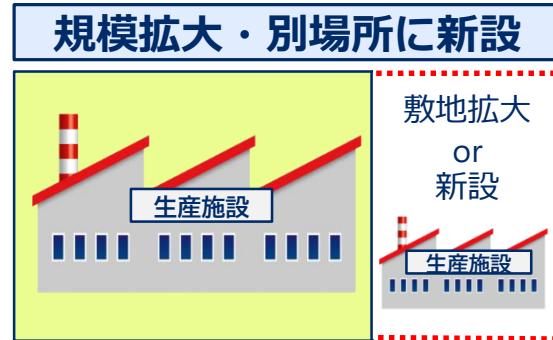
意見

建替を対象とするとき、増改築も含むのか

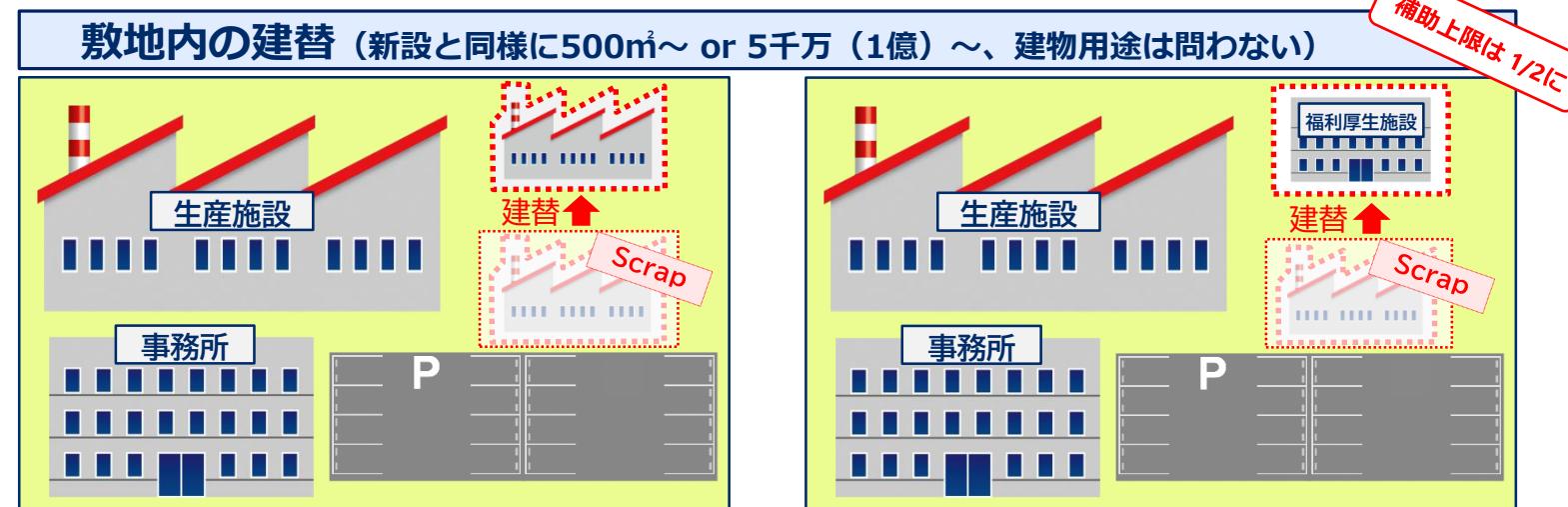
-
- ・「改築」としての判断は状況が様々であり難しく、「新陳代謝の促進」の視点からも「改築」は切り離す。
 - ・一方、既存建築物を全部除却したうえで、建築物を建てる場合は対象とする。（建築基準法上の改築の一つ）
 - ・敷地内増設を対象としているため「増築」は対象とする。
(投下固定資産（金額）又は面積（延べ床面積）要件はあり。)

【改築とは（建築基準法上）】建築物の全部または一部を取り壊したり、災害で倒壊したりしたときに、用途・規模・構造がほぼ同じものを建てるこ。

見直し後の対象事業イメージ



補助上限は1/2に



補助上限は1/2に

対象・対象外の整理

種別	要件 (事業所の設置方法等)		対象可否	備考
事業所の設置	市外事業所が新たに事業所を設置		○	
	既存事業所の縮小・閉鎖なし		○	
	既存事業所の縮小・閉鎖あり	新設 \geq 縮小・閉鎖	○	
		新設 < 縮小・閉鎖	✗	
規模拡大	既存事業所の縮小なし		○	
	既存事業所の縮小あり	拡大 \geq 縮小	○	
		拡大 < 縮小	✗	
敷地内の増設	既存建築物の除却あり (全部を除却)	建築物の用途・構造・規模の変更有無は不問	○	補助上限1/2
	既存事業所の縮小なし	独立した建築物の新設	○	補助上限1/2
		既存建築物の増築 (増築部分が延床面積500m ² 以上)	○	補助上限1/2
		既存建築物の改修	✗	
	既存事業所の縮小あり		✗	

企業立地・流出防止策の体系的な整理

主に東部工業エリア

流出防止

新陳代謝
+a

緑地等規制の緩和

建替支援（助成金）

地元雇用の緩和

主に中心市街地エリア

立地促進

誘致推進
+a

本社要件の緩和

広報展開

まちづくり

※ +aは他の取組（未定）

中小企業振興の関わり

中小企業振興推進会議（別の審議会）

経済協議会からも参画。大企業の中小企業振興への協力等を実施。

大企業の関わり

市外から通勤・通学
2万3千人

◆ガラシャPay

- ・プレミアム付電子商品券
- ・地域ポイント的に運用予定



社内報・掲示板等で周知

従業員に地域の店を知ってもらう

◆企業のイベント開催 — 地元の店・キッチンカーの出店

◆商工会・商店街活動への参画



来期以降、検討の余地があるもの

①要件（面積等）の緩和

【面積500m²以上 又は 投下固定資産5千万（1億）以上】
→市の土地状況、企業ニーズに即した検討

②土地の有効活用

【敷地の縮小を伴わない新增設・建替を支援】
→施設の効率化・生産性向上により未利用地が発生
した場合、利用されない土地が生じる可能性

③中心市街地等への誘致

【本社要件の緩和】
→情報関連産業、先端産業（製造業以外）への訴求

④事業用地の不足

→事業用地の確保や全市的な土地の有効活用